

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²
インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）の適用 ※ 4ページ目を参考に右欄の該当する□にチェックしてください。			□公表義務あり □公表義務なし

	チェック欄			《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
	適用欄	届出・申請時	完了時		
				①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の□をチェックしてください。 「★」は条例独自基準のため、建築確認での審査対象外です。「★」がある「□」にチェックが入る場合は、条例の届出を行ってください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において□をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④ 1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路				
	□	□	□	ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舍の集会室等を含み、劇場等の場合は当該居室内の車椅子使用者利用区画）までの経路のうち1以上
	□	□	□	イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舍の寝室までの経路のうち1以上
	□	□	□	ウ	高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路のうち1以上
	□	□	□	エ	車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	□	□	□	オ	公共歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段				
	□	□	□	段又は階段を設けない	
	□	□	□	段又は階段への（□ 傾斜路 □ E V □ その他の昇降機）の併設	
	□	□	□	階と階との間の上下の移動に係る部分への（□ 傾斜路 □ E V □ その他の昇降機）の併設	
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	□	□	□	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	□	□	□	ア	幅≧80cm
	□	□	□	イ	戸を設ける場合 戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）
	□	□	□	ウ	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）				
	□	□	□	ア	幅≧80cm
	□	□	□	イ	戸を設ける場合 戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）
	□	□	□	ウ	戸の全面が透明な場合 衝突防止措置
	□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等				
	□	□	□	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	□	□	□	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	□	□	□	ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等				
	□	□	□	ア	幅≧120cm
	□	□	□	イ	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離≦50m
	□	□	□	ウ	戸を設ける場合 戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）
	□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 授乳所				
	□	□	□	□ 壁、固定式のついたて等により外部から見通せない授乳所 □ 授乳室	
	(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台				
	□	□	□	記載用カウンター	70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
	□	□	□	公衆電話台	70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
4 階段	高齢者等が利用する階段				
	□	□	□	(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	□	□	□	(2) 手すり	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	□	□	□	(3)	両側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	□	□	□	(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
	□	□	□	(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
	□	□	□	(6)	蹴込板及び滑り止め
	□	□	□	(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	□	□	□	(8)	□主たる階段を回り階段としない □主たる階段を回り階段以外とすることが困難
	□	□	□	(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等

5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路										
	□	□	□	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ						
		□	□	イ	勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）						
		□	□	ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置						
		□	□	エ	勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm						
		□	□	オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等						
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路										
	□	□	□	ア	階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm						
	□	□	□	イ	勾配≦1/12（高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8）						
		□	□	ウ	傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場						
6 エレベーター その他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路（共同住宅・寄宿舎の集会室等までの経路を含む）を構成するE.V.及びその乗降ロビー										
	□	□	□	ア	E.V.の停止階	高齢者等利用居室の存する階、車椅子使用者利用便所の存する階、車椅子使用者利用駐車施設の存する階、地上階					
				イ	かごの構造・寸法等	出入口幅≧80cm					
				ウ		幅≧140cm、奥行き≧135cm					
				エ		車椅子の転回に支障がない構造					
				オ		左右両面の側板に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり					
		□	□	□	カ	かごの装置	戸の開閉状態を確認できる鏡				
		キ			停止予定階及び現在位置を表示する装置						
		ク			文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置						
		ケ			点灯等により押したことが確認できる非常ボタン						
		□			□	コ	利用者を感知し、自動的に戸の開鎖を制止する装置				
		□	□	サ	かご内及び乗降ロビーの装置	車椅子使用者が利用しやすい高さ（標準：80cm～110cm）の制御装置					
		□	□	シ	乗降ロビーの寸法・装置	高低差なし、幅及び奥行き≧150cm					
		□	□	ス	装置	到着するかごの昇降方向を表示する装置					
		□	□	□	セ	視覚障害者等が利用するE.V.及びその乗降ロビーの装置	(ア)	かご内	到着する階及び戸の開閉を音声で知らせる装置		
							(イ)	かご内及び乗降ロビー	点字・音声案内等で操作できる制御装置		
	(ウ)						かご内又は乗降ロビー	到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置			
	(2) 共同住宅のE.V.（地上階又はその直上階・直下階のみに住戸を設ける場合を除く）										
	□	□	□	ア	高齢者等利用経路との連結						
				イ	かごの幅≧100cm、奥行き≧110cm						
				ウ	(1)ア、イ、オ～ス						
	(3) かごの幅≧100cmかつ奥行き≧110cmのE.V.（(1)又は(2)のE.V.を設ける場合を除く）										
	□	□	□	(1)ア、イ、オ～ス							
	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機										
	□	□	□	ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造						
				イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面						
	7 便所 （(1)はすべて。(2)～(6)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。）	(1) 高齢者等が利用する便所の設置数									
		□	□	□	高齢者等が利用する階（次のア又はイ掲げる階を除く）の階数に相当する数以上						
					①階の総数			※不特定多数が利用する施設における従業員専用階など			
					②高齢者等が利用する階以外の階の数						
③アに該当する階の数											
④イに該当する階の数											
必要設置数 ①-(②+③+④)											
				設置数			≧必要設置数				
□		□	□	ア	地上階であって、高齢者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの						
□		□	□	イ	高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階						
(2) 高齢者等が利用する便所											
□		□	□	1以上 の出入口	(ア)	床面に高低差がある場合の傾斜路	幅≧90cm				
						勾配≦1/12（高さ≦16cmの場合 勾配≦1/8）					
					(イ)	幅≧80cm					
						戸を設ける場合	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）				
	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし										
□	□	□	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上											
□	□	□	洗面所	(ア)	70cm≦洗面器の高さ≦80cm						
				(イ)	洗面器の周囲の手すり						
				(ウ)	水洗器具（□レバー式 □光感知式 □その他【 】）						
□	□	□	男子用小便器	(イ)	小便器（□床置き式 □壁掛け式 □その他【 】）						
				(ウ)	周囲の手すり						

(4) 車椅子使用者利用便房										
□	□	□	(1)により高齢者等が利用する便所を設置した階の数又は面積に応じて算出する必要数以上の車椅子使用者利用便房							
			小規模階 (1,000㎡未満)	床面積 合計(㎡)		×1/1,000=	①	※1未満の端数切捨て		
			一般階 (1,000～1万㎡)	階の数	②					
			大規模階 (1万㎡超～4万㎡)			×2=	③			
			大規模階 (4万㎡超～)	必要 設置数	④	※大規模階(4万㎡超～)ごとの 当該階の床面積×1/20,000(1未満の端数切捨て)の合計				
			必要設置数(①+②+③+④)							
			設置数			≥必要設置数				
□	□	□	ア	出入口の幅≥85cm						
□	□	□	イ	戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)						
□	□	□	ウ	腰掛便座、手すり等の適切な配置						
□	□	□	エ	便器の洗浄装置(□光感知式 □押ボタン式 □その他【 】)						
□	□	□	オ	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間						
□	□	□	カ	便房の出入口付近に車椅子使用者利用便房である旨をJIS適合図により表示する標識						
□	□	キ	独立 場 便 所 の	点灯等により押したことの確認ができる非常ボタン						
□	洗面			70cm≤洗面器の高さ≤80cm						
□	洗面器の周囲の手すり									
□	水洗器具(□レバー式 □光感知式 □その他【 】)									
□	□	□	ク	便所の出入口付近に車椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図により表示する標識						
(5) 車椅子使用者利用便房(全階が小規模階かつ小規模階の合計が1,000㎡未満の場合)										
□	□	□	施設に1以上の車椅子使用者利用便房の設置							
(6) 車椅子使用者利用便房(1,000㎡以上2,000㎡未満の施設)										
□	□	□	施設に1以上の車椅子使用者利用便房の設置							
(7) 腰掛式便房(③の便房を設ける場合を除く)										
□	□	□	□	戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)						
			□	腰掛便座、手すり等の適切な配置						
			□	便器の洗浄装置(□光感知式 □押ボタン式 □その他【 】)						
(8) オストメイトが円滑に利用できる便房(1以上)										
□	□	□	ア	オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具						
(9) オストメイトが円滑に利用できる便房(⑧の規定による便房+1以上)										
□	□	□	オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具を設ける便房の設置数(①+②≥2かつ②≥1)							
			①(⑧)の規定による便房の個数							
			②下記に掲げる基準に適合する便房の個数						≥1	
			オストメイト対応設備合計(①+②)						≥2	
			□	□	フラッシュバルブ式汚物流し					
			□	□	温水シャワー					
			□	□	腹部を映すための鏡					
			□	□	補装具を置くための棚又は台					
			□	□	衣服を掛けるための設備					
			□	□	便房の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房である旨を表示する標識					
□	□	便所の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房を設けた便所である旨を表示する標識								
(10) 乳幼児用設備を備えた便房・便所										
□	□	□	ベビー チェア	ベビーチェアを設けた便房を定める数以上設置						
				必要設置数						
				設置数						≥必要設置数
			□	□	便房の出入口付近にベビーチェアを設けた便房である旨を表示する標識					
			□	□	便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便房を備えた便所である旨を表示する標識					
			おむつ 交換台	おむつ交換台を設けた便所を定める数以上設置						
必要設置数										
設置数							≥必要設置数			
□	□	便所の出入口付近におむつ交換台を設けた便所である旨を表示する標識								

8ホテル
又は旅館
の客室

(1) 車椅子利用者利用客室														
□	□	□	□	客室総数の1%以上の車椅子利用者利用客室の設置										
				総客室数		※総客室数×1/100（端数切上げ）	≥必要設置数							
				必要設置数										
				設置数										
				□	□	ア	出入口から便所及び浴室等までの経路				経路の幅≥80cm			
				□	□						内角 90 度以内に屈曲する箇所≥100cm×100cm			
				□	□		イ	出入口からベッドまでの経路				ベッド長辺までの経路の幅≥80cm		
				□	□			ウ				車椅子を転回することができる空間		
				□	□	エ	(7)	出入口	高低差がある場合 幅≥90cm の傾斜路 勾配≤1/12、（高低差≤16cmの場合 勾配≤1/8）					
				□	□				幅≥80cm					
				□	□				戸を設ける場合	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）				
				□	□					戸の全面が透明な場合の衝突防止措置				
				□	□					戸の前後に高低差なし				
				□	□				(4)	洗面所	70cm≤洗面器の高さ≤80cm			
				□	□						水洗器具（□レバー式 □光感知式 □その他【 】）			
				□	□				(5)	便所	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）			
				□	□						腰掛便座、手すり等の適切な設置			
				□	□						便器の洗浄装置（□光感知式 □押ボタン式 □その他【 】）			
				□	□						車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間			
				□	□						便所の出入口	幅≥80cm		
				□	□	戸の前後に高低差なし								
				□	□	(I) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ								
				□	□	(J) 点灯等により押したことが確認ができる非常ボタン								
				□	□	オ	(7)	出入口	幅≥80cm					
				□	□				戸を設ける場合	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）				
				□	□					戸の全面が透明な場合 衝突防止措置				
				□	□					戸の前後に高低差なし				
				□	□				(4)	車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間				
□	□	(5)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ											
□	□	(I)	点灯等により押したことが確認できる非常ボタン											
□	□	(J)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置											
□	□	(h)	出入りしやすい浴槽の縁の高さ（標準：洗い場の床面から40cm～45cm）											
(2) 客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室														
□	□	□	客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置											
(3) 一般客室までの経路														
□	□	□	ア	(7)	道等から一般客室まで				段又は階段を設けない					
				(4)	車椅子利用者利用駐車施設から一般客室まで				段又は階段への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設					
									段又は階段を設けない					
									段又は階段への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設					
(4) 一般客室														
□	□	□	□	ア	出入口の幅≥80cm									
					イ	段又は階段を設けない								
						ウ	出入口から便所及び浴室等までの経路							
							経路の幅≥80cm 内角 90 度以内に屈曲する箇所≥100cm×100cm							
				エ	出入口から1以上のベッドまでの経路									
					ベッド長辺までの経路の幅≥80cm ベッドまでの経路の幅≥80cm									
				オ	車椅子を転回することができる空間									
					カ	(7)	出入口の幅≥75cm							
				出入口の幅≥70cm										
				(4)		便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間								
						(5)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
				キ	(7)		出入口の幅≥75cm							
						出入口の幅≥70cm								
					(4)	浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間								
						(5)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
					(I) 適切な位置に手すりを設置									

9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路			
	□	□	□	ア 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
		□	□	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
		□	□	段がある部分 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
		□	□	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
		□	□	イ 蹴込板及び滑り止め
		□	□	側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$
		□	□	□主たる階段を回り階段としない □主たる階段を回り階段以外とすることが困難
		□	□	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
		□	□	ウ 勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$
		□	□	勾配 $> 1/20$ の部分に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路			
	□	□	□	幅 $\geq 120\text{cm}$
		□	□	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 $\leq 50\text{m}$
		□	□	ア 戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
		□	□	戸の前後に高低差なし
		□	□	傾斜路 階段に代わる傾斜路の幅 $\geq 120\text{cm}$ 、階段と併設する傾斜路の幅 $\geq 90\text{cm}$
		□	□	イ 勾配 $\leq 1/12$ （高低差 $\leq 16\text{cm}$ の場合 勾配 $\leq 1/8$ ）
		□	□	傾斜路の高低差 $> 75\text{cm}$ の場合 高さ $\leq 75\text{cm}$ ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊場
		□	□	排水溝 粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ぶた
		□	□	ウ 車椅子のキャスターが落ち込まない溝ぶた
	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路			
	□	□	□	視覚障害者利用経路 道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）
		□	□	ア (ア) 主として自動車の駐車のために供する施設
		□	□	(イ) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる
		□	□	(ウ) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置
		□	□	道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合
		□	□	イ 線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備
		□	□	点状ブロック等 (ア) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分
		□	□	(イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分
		□	□	(ウ) 車路に近接する部分
		□	□	(エ) 車路を横断する部分

10 駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設														
	□	□	□	駐車台数の総数の2%以上（駐車台数200超の場合1%+2以上）の車椅子利用者利用駐車施設を設置 <table border="1"> <tr> <td>駐車台数総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要設置数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td></td> </tr> </table> ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ） ≥必要設置数		駐車台数総数		必要設置数		設置数					
				駐車台数総数											
				必要設置数											
				設置数											
				□	□	□	ア 幅≥350cm								
	□	□	□	イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置											
	□	□	□	ウ 区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識											
	□	□	□	エ 駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板											
	(2) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設（車椅子利用者対応の機械式駐車場を有し、R6国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当する場合）														
	□	□	□	令和6年国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当											
				<table border="1"> <tr> <td>駐車台数総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②車椅子利用者利用駐車施設の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">①+②</td> </tr> </table> ※車椅子対応の機械式駐車場及び車椅子利用者利用駐車施設の駐車台数含む ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）		駐車台数総数		車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数		①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数		②車椅子利用者利用駐車施設の数		①+②	
				駐車台数総数											
				車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数											
				①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数											
				②車椅子利用者利用駐車施設の数											
				①+②											
				□ □ 1以上の車椅子利用者利用駐車施設を設置（②≥1）											
				□ □ 幅≥350cm											
				□ □ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置											
□ □ 区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識															
□ □ 駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板															
(3) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設															
□	□	□	駐車台数の総数の2%以上（駐車台数200超の場合1%+2以上）の車椅子利用者利用駐車施設を設置 <table border="1"> <tr> <td>駐車台数総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要設置数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td></td> </tr> </table> ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ） ≥必要設置数		駐車台数総数		必要設置数		設置数						
			駐車台数総数												
			必要設置数												
			設置数												
			□ □ 幅≥350cm												
			□ □ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置												
			□ □ 区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識												
□ □ 駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板															
(4) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設（車椅子利用者対応の機械式駐車場を有し、R6国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当する場合）															
□	□	□	令和6年国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当												
			<table border="1"> <tr> <td>駐車台数総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②車椅子利用者利用駐車施設の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">①+②</td> </tr> </table> ※車椅子対応の機械式駐車場及び車椅子利用者用駐車施設の駐車台数含む ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）		駐車台数総数		車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数		①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数		②車椅子利用者利用駐車施設の数		①+②		
			駐車台数総数												
			車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数												
			①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数												
			②車椅子利用者利用駐車施設の数												
			①+②												
			□ □ 1以上の車椅子利用者利用駐車施設を設置（②≥1）												
			□ □ 幅≥350cm												
			□ □ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置												
□ □ 区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識															
□ □ 駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板															

11 浴室等 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する浴室					
	□	□	□	□	幅≥80cm	
					出入口を設ける場合	戸の構造（ □ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）
						戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
						戸の前後に高低差なし
					浴室内	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
						浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置
						出入りしやすい浴槽の縁の高さ（標準：洗い場の床面から40cm～45cm）
	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室					
	□	□	□	□	ア シャワー用区画の出入口の幅≥80cm	
					イ 更衣用区画の出入口の幅≥80cm	
					ウ 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
					エ シャワー用区画の手すり	
					オ シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm≤高さ≤45cm	

12 標識	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の標識				
	□	□	□	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図により表示	

13案内設備	(1) 案内板その他の設備				
	☐	☐	☐	階段、E Vその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図により表示	
	(2) 視覚障害者に示すための設備				
	☐	☐	☐	☐	点字 ☐ 文字等の浮き彫り ☐ 音による案内 ☐ その他【 】 ☐ 案内所
14案内設備までの経路	道等から案内設備までの経路				
	☐	☐	☐	視覚障害者利用経路	道等から案内設備までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）
		☐	☐		(1) 主として自動車の駐車の用に供する施設
		☐	☐		(2) 建築物管理者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から、直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9(3)イ、ウの基準に適合
		☐	☐		線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により誘導する設備
15固定式の観覧席等	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる区画				
	☐	☐	☐	2以上設置（固定式の観覧席等の数が400超の場合は0.5%以上（1未満の端数切上げ））	
		☐	☐	ア 寸法 幅≧90cm、奥行≧140cm	
		☐	☐	イ 床は平らに	
	(2) 集団補聴設備等				
	☐	★	☐	☐	難聴者の聴力を補うための設備の設置

※ 規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し（申請しようとする図書の写し）とともに、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。

※参考：インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）

下表の用途及び規模の施設の所有者・管理者は、施設のバリアフリーに関する情報をインターネット等で公表する義務があります。

別表第4の2（福祉のまちづくり条例施行規則第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
	(2) 物販店舗	
	(3) 遊技場	
	(4) 公衆浴場	
	(5) 飲食店	
	(6) 理髪店等	
	(7) クリーニング取次店等	
2	(1) 病院等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
	(2) 劇場等	
	(3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
	(4) 博物館等	
	(5) 銀行等	
	(6) 地下街等	
3	ホテル等	客室の合計50室以上又は床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
4	(1) 官公署	全ての規模
	(2) 公共の交通機関の施設	

備考：1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。